

No.13 2002年5月発行

淀川水系 流域委員会 淀川部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

- 第13回淀川部会の内容……………P.1
- 第13回淀川部会の資料より抜粋……………P.8
- これまで開催された委員会および部会等について……………P.10
- 当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年3月14日(木) 第13回淀川部会が行われました。



【大阪会館にて】

第13回淀川部会 委員リスト

2002.3.14現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	有馬 忠雄	植物	大阪府 自然環境保全指導員	-
2	今本 博健	洪水防御(河川工学、水理学)	京都大学 名誉教授	委員会
3	大手 桂二	砂防	京都府立大学 名誉教授	-
4	荻野 芳彦	農業関係(農業水利)	大阪府立大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
5	川上 聡	地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	川の会・名張 事務局、近畿水の塾幹事	委員会
6	紀平 肇	動物	清風学園 講師	-
7	小竹 武	地域の特性に詳しい委員	大阪市立十三中学校 校医、 小竹医院 院長、 淀川ネイチャークラブ 会長	-
8	田中 真澄	地域の特性に詳しい委員 (自然哲学)	岩屋山志明院 住職 京都水と緑をまもる連絡会 共同代表 市民投票の会 共同代表	-
9	谷田 一三	動物 (河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	委員会
10	塚本 明正	地域の特性に詳しい委員 (幅広い分野の人のネット とコーディネイト)	川とまちのフォーラム・京都 世話役	委員会
11	寺田 武彦 (部会長)	法律	弁護士 日弁連公害対策・環境保全委員会 元委員長	委員会
12	長田 芳和	動物	大阪教育大学教育学部 教授	-
13	原田 泰志	漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	-
14	槇村 久子	地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	-
15	榭屋 正 (部会長代理)	地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	委員会
16	山岸 哲	動物	京都大学大学院理学研究科 教授	-
17	山本 範子	地域の特性に詳しい委員	流域住民	-
18	和田 英太郎	水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授、 京都大学生態学研究センター教授	-
19	渡辺 賢二	水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	-

部会長からの依頼により出席されている淀川部会以外の委員

	氏名	対象分野	所属等	備考(所属会議)
-	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会・琵琶湖部会

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第13回淀川部会の内容

17名の委員が出席して、審議が行われました。「淀川部会の中間とりまとめ(案)」について説明が行われ、流域各河川の特性・現状・問題点、河川整備の考え方などに関する意見交換が行われました。

第13回淀川部会(2002.3.14開催)結果概要(暫定版)

庶務作成

1. 決定事項

- 資料2「淀川部会中間とりまとめ(案)」について、修正、追加等の提案がある場合には、3月25日(月)までに庶務宛に提出する。

2. 審議の概要

第8回委員会(2002.2.21開催)の報告

資料1-1「第8回委員会結果概要」、1-2「第8回委員会 資料2」を用いて、庶務より委員会の中間とりまとめ(案)と意見交換の概略について報告が行われた。

淀川部会中間とりまとめ(案)に関する意見交換

資料2「淀川部会中間とりまとめ(案):作業部会報告」について庶務より説明が行われた後、主に、淀川流域各河川の特性・現状・問題点、河川整備における考え方、計画推進の考え方、計画策定にあたっての留意点等について意見交換が行われた。

一般からの意見聴取

一般傍聴者5名から、中間とりまとめ(案)については「河川敷利用に関する現状認識」「土地利用制限の具体的内容の提示」「淀川の特性」等について発言が、また、ダムに関しては「利水を目的としたダム建設の必要性」「ダム等の撤去方法の検討」「住民の要望も反映した議論の必要性」について発言があった。

今後の部会の進め方等について

作業部会にて、本日の議論及び各委員から提出される意見を反映させ、第9回委員会(3/30開催)にて中間とりまとめ(案)を報告する。その結果を受け、次回の淀川部会では、最終のとりまとめに向けた議論を行う。

3. 主な意見

<淀川水系の特性、現状と問題点>

- 淀川流域全体にわたって、地勢的あるいは社会的特性として、大都市、産業の中心地を流れることを加えるべきである。例えば鉄橋や河川周辺の大規模団地、縦横に走る道路網、また防災面からは、地下街を抱えている等、それらに対応できる川づくりが必要となってくる。

- 宇治川・環境特性にヨシ原(向島地区)、淀川本川、ヨシ原(豊里地区、中津地区)

を追加する。

- ・淀川本川・地勢的特性で「流量が安定」とあるが、現状は水位低下、低水で、悪化している。誤解のない表現方法に変更するべきである。
- ・河口の汽水域は最初に溶存酸素がなくなると予想され、環境面で一番センサーになりやすい場所である。淀川部会の議論の対象範囲に入れるべきではないか。
- ・「文化的特性」に暮らしと川の関係がもう少し浮かびあがるような工夫が欲しい。
- ・「文化的特性」に将来にむけて欄干、橋梁、照明等芸術的な側面も考慮されるよう、「芸術」という言葉を盛り込んでおきたい。
- ・淀川流域全体の「地勢的特性」として「出水に季節差、時間差がある」となっているが、実際は、淀川本川は天ヶ瀬ダム、瀬田の洗堰の操作の影響を受け、季節に関係のない出水がおり、生態系に大きな影響を与えている。どこかにそのことも付け加えるべきである。
- ・木津川、瀬田川・宇治川、桂川については、「社会的特性」として、漁業権のあることが特徴といえる。生産活動であると同時に、川の漁業はレジャー客のサポートという意味も持つことから、さらに広い意味を持っている。
- ・各河川の「地勢的特性」に平常時の流量、過去最大流量をデータとして加えるべきである。また、利水のための取水ポイントをどこで、どの程度行われているのかも簡略に示すべきである。
- ・各河川の「環境的特性」に、下水がどこで、どの程度流入しているかをデータとして記入すべきである。
- ・淀川には利水という点からみると、湧水流量が豊富であるという特徴がある。淀川本川の「地勢的特性」で「流量が安定」というのは、そういう意味合いではないか。抽象的な文言の使用で、内容が曖昧になるのは避けるべきである。
- ・現在の河川法では、国土交通省が水利権の許可権者であると共に、河川整備の実務を行う事業者の一面も持つという仕組みがある。「淀川の現状認識・問題点」に河川管理を総合的な視野に立って行えるような、河川行政のあり方についても言及する必要がある。特に農業用水の転用問題については、具体的な議論が必要である。包括的なまとめ方ではざるになってしまう。
- ・経済性にも配慮し、不要な公共事業を抑制する仕組みを組み込みたい。
- ・淀川本川の社会的特性に「農業用水」「発電」を追加。「淀川の現状の認識」では利水面の表現が抽象的、あるいは曖昧である。
- ・瀬田川・宇治川の「環境」で「琵琶湖との不連続性」とあるが、琵琶湖との連続性がないような誤解を招かぬよう、「魚の遡上、あるいは流下について不連続」とすべきである。
- ・上流にダムが存在する場合、その影響は大きく、特性として加えるべきである。
- ・木津川、「全体的課題」で土砂が下流へ流れないという意味で「多数のダムの存在」とあるが、木津川上流の水源は土砂を流すことを付け加えたい。現在では、森林があっても、その取り扱いによって土砂を生産するという認識が必要である。
- ・「環境面」の「依然として水質が悪い」に「特に底質が悪い」を付け加えたい。水生生物にとっては底質が最も重要であり、特に、貝や水生昆虫は底質の悪化によって

激減している。上水だけでなく底質を監視していくことが重要である。

- ・「利用」の「観光地と治水の問題」として、宇治川に平等院、又観光の視点から嵐山、保津川下り等も入れてはどうか。
- ・淀川上流域の最大都市、京都市を貫流する鴨川についても、淀川流域との連続性、環境、下水の面からも重要な川であり、触れるべきであると思う。
- ・「利用」の観光地で「保津峡」を挙げるなら、宇治川、瀬田川の戦跡も挙げるべきである。
- ・「利用」での「観光地」とは、水量の問題等、観光と治水をどう両立させるかという意味で入れているが、他の河川についても漏れのないように考えたい。
- ・淀川本川は汽水域（河口～淀川大堰）、湛水域（枚方大堰～枚方大橋）、流水域（枚方大橋～三川合流点）と呼ばれている。湛水域、流水域についても記載してほしい。
- ・淀川本川の環境的特性に「イタセンパラ」の名前だけ挙げるのではなく、礫や空隙のある様々な魚が棲める環境という意味で、「イタセンパラが棲める環境が大事である」という文章にするべきである。また、桂川にも「アコモドキが棲める環境」を入れて欲しい。
- ・「利水面での問題」の「事業者の要望を積み上げている」の部分では、「農業用水の取水実態が不明確である」等、内容を明確にすべきである。また、それに対して、どうしていくかといった具体的な対策のようなものも入れるべきではないか。

<水利用について>

- ・利水について、現在の過大な水需要を前提とした河川管理は、経済の低迷、環境問題と、社会的情勢の変化に対応していない。基本的な考え方の転換という意味からも、出発点で、「水需要管理」ということを出していくべきである。その中でも節水が重要であり、総合利水という考え方からの転換が必要である。用語の使い方にも配慮が必要ではないか。
- ・節水型社会を実現するには、節水すれば儲かる仕組みをつくるのが大切である。水利権についても縮減によるメリットが生まれるような経済的、社会的メリットのある仕組みの具体的なイメージを示すことが重要である。
- ・分散水源として、雨水枙、井戸水などが使用されると、計量できない水が下水に流れていく、公平な下水道料金の負担の方法なども含めて、分散水源を普及させるためのシステムづくりが必要なのではないか。
- ・節水すれば、水道事業者は損をするが、一般家庭では得をする。税金である部分を賄うなど、仕組みを変える必要があるかもしれない。

<治水の考え方について>

- ・「治水の考え方」では堤防を中心とした治水対策が主として書かれているが、治水対策の方向としては、開発問題も含め、悪化してきている上流域の環境保全を含めた検討が必要である。
- ・「治水の考え方（対策）」の「まず行うべき（当面）」に、水辺や水際にも目を向けてほしい。治水面で有効であると同時に、環境に配慮した工法ということであれば、現在、淀川の低水護岸で行われている多自然型工法の見直しを挙げるべきである。

- ・「治水への考え方」では、治水面に限って対策を挙げている。治水であっても利水・環境と総合的に考えることは当然であり、環境に配慮した川づくりは自明の理である。
- ・治水上、重要なのは河川の構造であって、水際で使う材料については、有効であるという明確な根拠があるのかどうかには疑問がある。「治水の考え方(対策)」の中に、「近自然工法の見直し」という項目を挙げてもいいのではないか。
- ・川づくりの方向性として、治水上危険な場所以外では、自然のままに蛇行する、あるいは護岸のない、自然の水辺があるような川づくりが望ましいと考える。治水・利水・環境を総合的に考えた川づくりでなければならない。
- ・淀川流域という場合と、直轄河川区間というのでは捉え方にギャップがある。上流区間や鴨川、寝屋川、神崎川といった内水は全て直轄区間外である。理想的には淀川オーソリティのような、本川、上流、内水、全てをサポートする管理者をつくり、工事実施者とも分離した仕組づくりが必要であるが、現在の制度、技術といった制約の中では、直轄管理区間と、区間外である上流区間や内水を、また、壊滅的な被害をもたらす大洪水と中小洪水とを仕分けして、整理すれば、もっと理解しやすくなるのではないか。
- ・川の水は全て堤内から流れてくる。水質を考えるには、川の中だけでなく、流域の町全体を含めて考えていかなければならない。
- ・P.10「治水の考え方」では現状として、「河道拡幅、遊水池整備が困難」となっているが、巨椋池の一部に残っている田圃を国が買い上げて遊水池をつくることを検討してもらいたい。「治水の考え方(対策)」に「遊水池の整備」を加え巨椋池の買い上げの他にも、都市公園の中に川から水を取り込み、また川に戻す等である。長期的計画ではあるが、取り組みは緊急性を要すると考える。

<環境について>

- ・河畔林についての記述があいまいである。作る場所は堤内地なのか堤外地なのか、あるいは植栽するのか、自然にまかせるのか、それぞれ機能が異なる。きちんと仕分けして考えることが必要である。例えば堤外地に竹林ができると、洪水時には竹林によって流速が緩和され、滞水時間が長くなり、堤防への負担が増す等も考慮すべきである。
- ・河畔林には、流速の緩和や景観の問題、生物の棲息場所の提供など多様な意味合いを持つ。十把一絡げに書くのは良くない。
- ・環境モニタリングはこれまでも行政によって全国的に調査されているが、川に張り付いて生活している人が継続的にモニタリングする河川レンジャーのようなものが今後重要である。正確な水質調査には資金もかかることから、継続的に研究者や市民団体、住民が参加してモニタリングできるようなシステムが望まれる。
- ・環境教育が河川の環境を改善していくのに、安価で効果的な方法であるという議論があったが、項目として挙がっていない。また、河川レンジャーの資格認定と権限付与とあるが、法的な権限等についても言及すべきである。
- ・環境に対する問題意識をもった子供を育てることは将来に向けて、意義がある。環境学習の機会がもてるシステムを提案すべきである。また、災害時のライフラインも治水のシステムに組み入れる必要がある。

- ・水質・水量・土砂量の適正化が保たれば景観は自然につくられる。河畔林も川がつくるものである。淀川が息を吹き返すという考え方に立つのであれば、「淀川らしい景観の復活・創造を進める」、「河畔林を育てる」では人工的に作ると誤解される恐れがある。このような表現は削除すべきである。
- ・「淀川固有の生態系の維持」に「外来種対策」とあり、委員会の中間とりまとめ骨子(案)にも「有害外来種」という記述があるが、ブラックバスが有害なのではなく、ブラックバスが育つような淀川の状況を問題にすべきである。「有害」という表現には反対である。
- ・「環境の考え方」で「外来種対策」、「景観の復活・創造を進める」、「河畔林を育てる」等の項目は全て人間が人工的に手を加えるということであり、考え方の基本となる「水質・水量・土砂量」の適正化とはなじまない。
- ・既に失われてしまったものを本来あるべき姿に復活させるため、人工的に手を加えるというのは、1つの手法としてあり得る。「淀川らしい景観の復活・創造を進める」という項目には、1つ意味があると思う。どのような景観、どのような手法ということが問題であって、人間が手を加えてはいけないということではないと考える。
- ・水質・水量・土砂量の適正化は理想であるが、実際問題としてすぐには実現できない。対症的ではあるが、人が手を加えることも進めざるを得ないのではないか。
- ・基本は「水質・水量・土砂量」の適正化で、自然が自ら再生できる状態を作ることにある。人工的な装置を作るのではなく、高水敷に水が上がる等の適正化が必要なのである。人間が余計な手を加えることで、これまでと同様、自然の再生を逆に妨げることを危惧している。どの部分に人間の手を加えるのかが重要である。
- ・河畔林とは水が作るものである。「育てる」とすると、人工的な植栽等を連想させるので、「景観の復活」の部分には「河畔林は治水に影響があるときは切る」という、視点をかえた表現にしてはどうか。
- ・ブラックバスは浅瀬では天敵のアオサギなどの鳥類に捕獲されやすい。川を緩斜面の氾濫原があるような河川に戻していくことで、ブラックバス等の外来魚は減少し、逆に増水という刺激で産卵する在来魚は、増水によって広い浅瀬ができることで増殖する。外来魚の捕獲よりもはるかに現実的な対策といえる。
- ・「環境の考え方」で「淀川の生態系の維持」とあるが、固有種は既に激減しており、維持ではなく、「維持・回復」。小項目の「琵琶湖・淀川に特有の生態系と多様性を維持する」も「維持・回復する」と「回復」という言葉を加えて欲しい。

<淀川の将来像>

- ・「淀川の将来像・あるべき姿」の“淀川”を考えると、本流だけでは「あるべき姿」は見えてこない。淀川本川に流入する小さな川も含めた「将来像・あるべき姿」を検討することによる、波及効果は大きい。

<整備計画の進め方>

- ・淀川の全域を国立公園の保護区にすることを提案している。河川レンジャーの創設には賛成である。原水から河口まで管理区間にとられず全域を管理できる体制を希望する。

<ダムについて>

- ・「治水上、利水上、ダムは最後の手段とする」という文言が案から抜け落ちている。委員、傍聴者も含めて議論の俎上に載せるという意味で入れるべきではないか。丹生ダム、大戸川ダムを抱える淀川部会でダムに言及しないのは問題である。
- ・ダムについては、個々の事業の評価にまでは立ち入らないということで、抜けたと認識している。しかし、方向性を出すにしても、議論を余り先に延ばして限られた短い時間の中で議論することのないように検討するべきである。
- ・ダムにはそれぞれ治水、利水と、主とする目的があると思う。個々のダムの特性を前提に検討しなければ、ダムの是非も含めた議論はできないと思う。今後、ダム問題について十分な議論を希望する。
- ・ダムについて十分な議論をする機会を設けるべきである。また、ダム問題については、地域毎に事情も異なるため、個々のダムとダム全般についての議論は区別して行うべきである。

<一般傍聴者からの意見>

- ・洪水調節には、大きく分けて河道配分とダム貯留の2つがあると思う。今後とも洪水調節については、この2つで配分して進めていくべきである。
- ・中間とりまとめ「淀川の現状認識・問題点」の部分について、ネガティブな面だけが強調されている。自治体の立場からみれば、河川敷については平常時はレクリエーションの場として、非常時には広域避難地として大きな機能を果たしている。このような点についても触れるべきではないか。
- ・一般に、水は必要になればいつでも取水できると思われがちだが、琵琶湖総合開発事業では完成まで20年かかった。利水施設を建設するには時間がかかるという認識を持つことが必要である。
- ・地域によっては、堆砂によって既に埋まってしまったダムも存在し、ダムの撤去問題について議論の必要があると思う。
- ・川上ダムについて、30年前にダムに関わる河川の生態学的調査を行ったが、当時と現在では川の状態が非常に変わってきている。川上ダムの計画を進めるのであれば、ダム建設後との比較のためにも、再度の生態学的調査の実施を行う必要がある。
- ・大戸川ダムは治水ダムとして、昭和28年の壊滅的な被害を受けた地元住民の要望によって計画されたダムである。地域によってダムの必要性は異なることを踏まえて議論していただきたい。一般的なダム不要論で終始することに危惧を抱いている。
- ・中間とりまとめ「淀川の特長」について、瀬田川、宇治川では「発電」、「宇治の鵜飼」、桂川では「保津川下り」、松尾神社の「みこし洗い」、淀川本川では、「天神祭、船渡御」なども入れるべきではないか。

以上

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。



説明資料一覧

配布資料リスト

資料リスト		提供主体	ボリューム()は頁数	資料請求 No
議事次第		庶務	A4(1)	Y13-A
資料1-1	第8回委員会(2002.2.21開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(7)	Y13-B
資料1-2	第8回委員会(H14.2.21開催)資料2・中間とりまとめ骨子について	庶務	A4(8)	Y13-C
資料2	淀川部会中間とりまとめ(案):作業部会報告	庶務	A4(18)	Y13-D
資料3-1	検討課題についての意見整理資料(案)	庶務	A4(26)	Y13-E
資料3-2	委員および河川管理者から提出された検討項目、ご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(15)	Y13-F
資料3-3	一般からのご意見とりまとめ表(案)	庶務	A3(10)	Y13-G
資料4	淀川部会における委員発言に対応する資料	河川管理者	A4(28)	Y13-H
資料5	現状・課題・方向性検討についての説明資料:河川管理者(近畿地方整備局)提供	河川管理者	A4(9)	Y13-I
参考資料1	第12回淀川部会(2002.2.5開催)結果概要(暫定版)	庶務	A4(4)	Y13-J
参考資料2	委員および一般からの意見	庶務	A4(22)	Y13-K
参考資料3	検討スケジュール(案)	庶務	A4(1)	Y13-L

注:紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください

第13回淀川部会の資料より抜粋

中間とりまとめに関する資料より

資料2「淀川部会中間とりまとめ(案):作業部会報告」をもとに、淀川流域各河川の特性や問題点等に関する議論が行われました。以下に資料より、主なものを抜粋して掲載いたします。

淀川の特性

淀川の特性: 人と川との長い歴史と文化を育んできた河川。他の河川との全く違う独特な河川

	地勢的特性	歴史的特性	社会的特性	環境的特性	文化的特性
淀川流域全体	・琵琶湖という大湖沼と一体となった河川 ・出水に季節差、時間差がある ・大阪湾への連続性	・古代湖琵琶湖 ・上下流問題 ・日本の川づくりのバイオニア ・都が長期間存在、古墳	・河口部で大都市を還流する稀な大河川 ・日本の社会経済文化を支えてきた地域	・固有種存在 ・堤外地の樹林	・水に関連する祭り
木津川	・狭窄部(岩倉峡) ・砂河川、土砂流出が多い	・伊賀の歴史 ・文化(芭蕉等) ・舟運	・上流域の都市開発の急速な進展	・上流から汚れている ・オオサンショウウオ ・ダム群の存在・河畔林	・中部の文化圏との混在
瀬田川、宇治川	・鹿跳の狭窄部、大峡谷 ・勾配が少ない	・巨椋池の干拓 ・軍事的要衝(宇治橋) ・土砂災害	・洗堰、天ヶ瀬ダム、大戸川ダム	・横断方向の不連続	・世界遺産 ・平等院(高床構造) ・名橋(観月橋)
桂川	・狭窄部(保津峡) ・急峻な渓谷	・古くからの灌漑 ・角倉了以の大堰川浚渫	・農業との結びつき(多数の堰、農業用水等)	・多数の堰の存在	・桂離宮
淀川本川	・高度に都市化された地区 ・流量が安定 ・汽水域(河口~淀川大堰)	・古くから舟運、水路 ・水害の歴史 ・大和川の付け替え	・上水、工水の供給源 ・河川敷公園利用者が多い	・ヨシ原の存在(鶴殿地区) ・干潟、ワンドの存在 ・イタセンバラ	・文学の素材 ・八百八橋

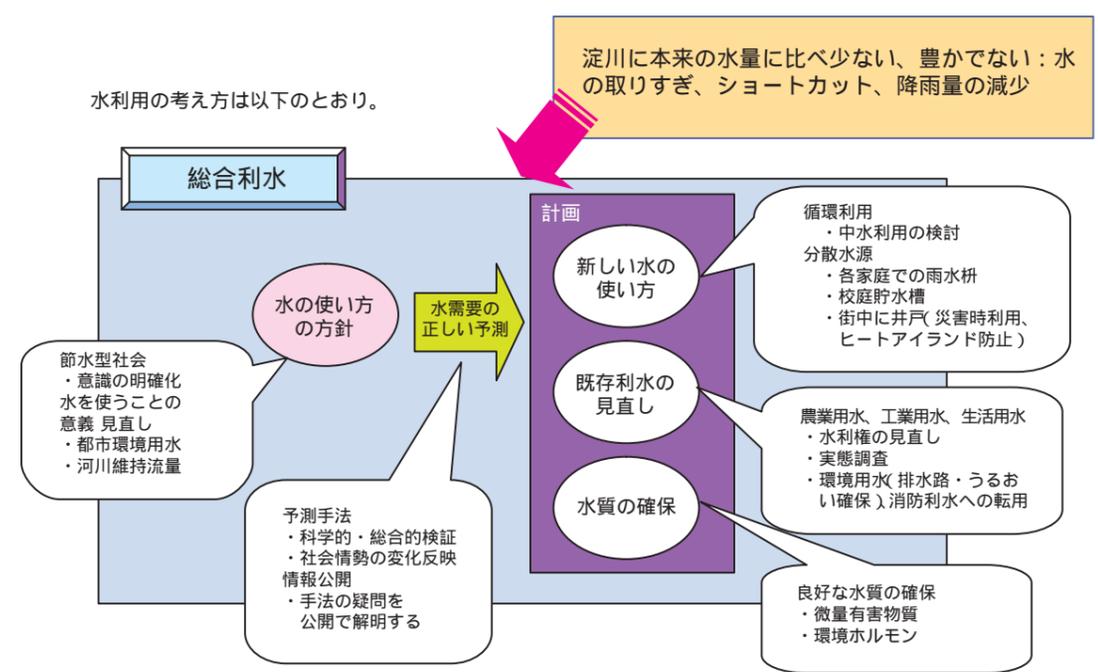
淀川各河川の問題点

各河川ごとの問題点等

	全体的課題	治水	利水	利用	環境
淀川流域全体	・川、水に対する意識の低下 ・川と触れ合う機会の低下	・流域の都市化の進展に伴う人的・物的被害の増加 ・脆弱な堤防の存在 ・水路として洪水を速く海に流す管理	・水需要予測の根拠の曖昧さ ・節水を意識しない水利用	・過度の都市的利用による川本来の機能の低下	・自然の減少 ・外来種の増加
木津川	・多数のダムの存在(土砂供給等の問題)	・強度の低い砂堤防の存在 ・狭窄部の問題(上下流問題)	・上流部での水質汚濁が進行	・観光地(保津峡)と治水の問題	・上流域での水質汚濁が進行 ・ダム、堰等で連続性が阻害
瀬田川・宇治川	・木津川のバックウォーターの影響等	・流下能力最小地点が存在			・琵琶湖との不連続性
桂川		・狭窄部の問題(上下流問題)	・農業用水の需要の見直し	・不法占拠、不法工作物、不法耕作が多い	
淀川本川(3川合流地点以下)	・流路の固定化 ・河床低下	・地下街等への対応	・繰り返し利用の問題	・河川敷の都市的利用が増加	・陸域化、不連続化

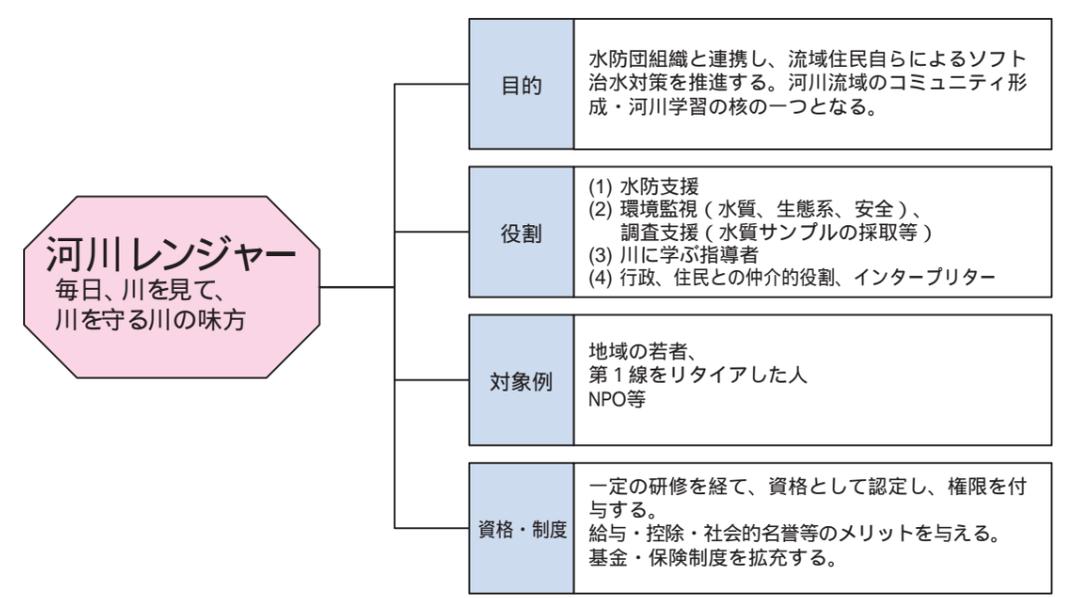
水利用(利水)の考え方

水利用の考え方は以下のとおり。



整備計画推進の考え方(河川レンジャーの創設)

ソフト的治水対策の一環として、河川の管理の担い手として「河川レンジャー」体制構築を提唱する。



これまで開催された委員会および部会等について

第13回淀川部会(平成14年3月14日)までに、以下の会議が開催されています。

	会 議	開 催 日		会 議	開 催 日
委 員 会	第1回委員会	平成13年2月1日(木)	淀 川 部 会	第1回 淀川部会	平成13年5月9日(水)
	第2回委員会	平成13年4月12日(木)		第2回 淀川部会(現地視察)	平成13年6月2日(土)
	第3回委員会	平成13年6月18日(月)		第3回 淀川部会	平成13年7月6日(金)
	第4回委員会	平成13年7月24日(火)		第4回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月9日(木)
	第5回委員会	平成13年9月21日(金)		第5回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月11日(土)
	第6回委員会	平成13年11月29日(木)		第6回 淀川部会(現地視察)	平成13年8月19日(日)
	第7回委員会	平成14年2月1日(金)		第7回 淀川部会	平成13年9月10日(月)
	第8回委員会	平成14年2月21日(木)		第8回 淀川部会	平成13年10月31日(水)
琵琶湖部会	第1回琵琶湖部会	平成13年5月11日(金)		第9回 淀川部会	平成13年11月26日(月)
	第2回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月8日(金)		第10回 淀川部会	平成13年12月17日(月)
	第3回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年6月25日(月)		第11回 淀川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月26日(土)
	第4回琵琶湖部会	平成13年8月22日(水)		第12回 淀川部会	平成14年2月5日(火)
	第5回琵琶湖部会	平成13年10月12日(金)	第1回 猪名川部会	平成13年5月23日(水)	
	第6回琵琶湖部会	平成13年11月1日(木)	第2回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月7日(木)	
	第7回琵琶湖部会(現地視察)	平成13年11月20日(火)	第3回 猪名川部会(現地視察)	平成13年6月21日(木)	
	第8回琵琶湖部会	平成13年12月21日(金)	第4回 猪名川部会	平成13年8月7日(火)	
	意見聴取の試行のための会	平成13年12月21日(金)	第5回 猪名川部会	平成13年10月9日(火)	
	第9回琵琶湖部会	平成14年1月24日(木)	第6回 猪名川部会	平成13年12月18日(火)	
	第10回琵琶湖部会 (意見聴取の会含む)	平成14年2月19日(火)	第7回 猪名川部会	平成14年1月18日(金)	
そ の 他	第11回琵琶湖部会	平成14年3月13日(水)	第8回 猪名川部会 (意見聴取の会含む)	平成14年1月27日(日)	
			第9回 猪名川部会	平成14年2月15日(金)	
			第10回 猪名川部会	平成14年3月4日(月)	
			設 立 会	平成13年2月1日(木)	
			発 足 会	平成13年2月1日(木)	
			第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)	

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承ください。

2. 下記にご記入下さい。

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-Mail()

お名前()

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 No と資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。(必ず ~ 全てにご記入下さい)

団体・会社名()

ご住所(〒)

TEL()

E-mail()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

淀川水系流域委員会 淀川部会ニュース No.13

2002年5月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。